

令和5年11月9日(木)～11月15日(水)

秋の全国火災予防運動

火を消して 不安を消して つなぐ未来 ～全国統一防火標語～

一瞬の 油断がまねく 火のこわさ ～南会津地方統一防火標語～



住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が必要です！

どこに設置すればいいの??

- ① 寝室 ② 階段（寝室が2階以上にある場合）
- ③ 住宅用火災警報器を設置する必要のない階で、

7㎡（四畳半）以上の居室が5以上ある階の廊下と階段



南会津消防設備協会／南会津危険物安全協会／南会津防火管理連絡協議会

南会津地方広域少年婦人防火クラブ委員会／南会津地方纏会

各町村／管内消防団／南会津地方広域市町村圏組合消防本部

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。問い合わせ 南会津消防本部予防課 0241-63-3117